

●香川県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年2月26日から同年3月19日まで一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

香川県知事 浜田惠造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀詫間豊浜線（21号）
- 3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
観音寺市室本町字瀬戸378番 1地先から	前	18.7～58.6	184	平成25年香川県告示第175号で変更した区域の一部の供用開始及び市道移管による不用物件化
	後	18.7～32.2	184	

- 4 供用開始の期日 令和3年2月26日